

# 消費者機構日本 ニュースレター

第111号



## 《本号の目次》

1. 消費者志向経営セミナーのご案内
2. 消費者機構日本 ガイダンス 開催報告
3. 商法（運輸・海商）中間試案への意見提出報告
4. チラシ「商品などの先物取引を勧誘されたら」のご紹介
5. 当機構副理事長 狩野拓夫さんが 消費者支援功労者表彰を受けられました。
6. 全国の適格消費者団体（12 団体）のホームページ公表状況

## 1. 消費者志向経営セミナーのご案内

### 第20回消費者志向経営セミナー（消費者法制の基礎セミナー）のご案内

当機構では、来る7月16日（木）午後に昨年に引き続き「消費者法制の基礎セミナー」と題した第20回消費者志向経営セミナーを開催いたします。

今回は、法律専門家からの消費者法制の概要や消費者契約法を中心とした具体的な差止請求事例のご紹介をし、最後に日頃消費者から相談を受けている消費生活相談員の方からの事業者の皆様への問題提起をいたします。特に、法務・コンプライアンス部門およびお客様相談窓口等の顧客対応部門に、今年配属された新任担当者の方々や、消費者法制の基礎的な学習をしたい方にお勧めします。（昨年より30分延長になります。）

新任担当者向けのセミナーではございますが、新任担当者ばかりでなく、貴社・貴団体の社員・職員教育の一つとして参加をご検討いただければ幸いです。

1. テーマ 消費者法制の基礎セミナー
2. 日時 2015年7月16日（木）  
13時30分～17時00分（受付 13時～）
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室
4. 参加費 お一人様 7,000円（7月9日以降はキャンセル料がかかります。）
5. 対象者 企業・団体の法務・コンプライアンス・顧客対応・消費者契約担当部門の新任担当者、消費者法制の基礎的な学習を希望する方
6. 規模 50名（申込先着順）
7. タイムスケジュール・講義内容（予定）

時間	内容	講師
13:30～16:10 適宜、休憩を挟	○消費者法制の概要 消費者法の種類と概要 (消費者基本法・安全法、景表法他)	弁護士 佐々木 幸孝 氏 (日本弁護士連合会 消費

みます。	消費者法の歴史 ○消費者契約法解説 （差止請求事例の紹介含む） ○特定商取引法解説 （差止請求事例の紹介含む） ○事業者として注意すべき点 消費者団体訴訟制度	者問題対策委員会委員 専 修大学法科大学院客員教授)
16 : 10～16 : 20	質疑応答	
16 : 20～16 : 30	休憩時間	
16 : 30～17 : 00	○消費生活相談の業務とは ○最近の消費生活相談の傾向と特徴 ○事業者への要望	消費生活相談員 大谷 聖子 氏 （日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員 協会 消費者相談室副室長）

8. 申込方法 HP上のセミナーチラシの2枚目またはデータ入力用の申込書にて、消費者機構日本事務局までFAXかEメール添付でお申込みください。

FAX : 03-5216-6077 E-mail : [seminar@coj.gr.jp](mailto:seminar@coj.gr.jp)

## 2. 消費者機構日本 ガイダンス 開催報告

### 2014 年度活動報告会&会員加入のご案内開催報告（5月28日）

消費者機構日本は設立10年を迎え、今年度より、年度の活動を報告する会と新たに会員募集のためのご案内を行いました。

前半（第1部）は、2014年度活動報告会、後半（第2部）は非会員で入会検討者向けの入会案内とオリエンテーションになり、参加者は、個人・団体の会員が半数、今年初めに実施した消費者向けセミナーの参加者が半数でした。そして、第2部終了後、2名の新規会員加入がありました。

開催場所：主婦会館プラザエフ 5階 会議室

参加費：無料

参加者数：第1部 11名 第2部 5名



時間	内容
10 : 30 - 11 : 25	<b>2014 年度活動報告会（第1部）</b> 2014 年度活動概況 10 周年記念企画 是正申入れ活動（フィットネスクラブ・建築請負契約） 新しい被害回復の制度解説（財産的被害を集団的に回復するための裁判手続）
11 : 25 - 11 : 30	質疑応答、報告会終了
11 : 30 - 11 : 50	<b>会員加入のご案内（第2部）</b> 会員の種類、位置づけ、会費等説明
11 : 50 - 12 : 00	質疑応答、終了

報告会等では質問が多く出されましたので、その一部をご紹介します。

### 新しい被害回復の制度解説

Q：美白化粧品事件のように、大手企業は裁判を待つまでもなく自身で速やかな被害回復をする傾向にある。主に中小企業、悪徳企業が対象となるのか。

A：大企業でもあり得る。約款の不備等により対応が遅いとか、被害回復が網羅的でない場合もある。

Q：COJ は特定になれるのか。準備状況はどうか。特例法の施行はいつ頃を想定しているか。

A：活動実績については問題ないと思う。二段階目の事務処理などの体制整備はこれから。確実に特定認定されるとは回答できない。施行は平成 28 年 12 月までにはされるが、同年 9 月か 10 月頃を想定している。

### オリエンテーション、会員の種類、位置づけ、会費等説明

Q：NACS や生協が会員とのことだが、会員団体と何か役割分担や連携はあるのか。

A：会員団体へは COJ の情報を伝え、傘下会員へ伝達してもらっているほか、日常の相談の中で差止の可能性のある事案の情報を提供してもらうなどの連携は図られている。COJ 理事にも就任してもらって運営を支えてもらっている。

Q：是正協議について、事業者が申入れと差止請求を受け入れる背景はどのようになっているのか。

A：COJ が是正の申入れ⇒差止請求⇒訴訟という差止請求訴訟を起こせるということが背景にあり、真摯な対応が期待できる。

Q：活動に参加できる消費生活の専門家にはどのような条件があるのか。

A：消費生活アドバイザー、コンサルタント、消費生活専門相談員のいずれかの有資格者であり、かつ、1 年以上の相談実務経験のある者及び、それと同等の者と定められている。

## 3. 商法（運輸・海商）中間試案への意見提出報告

### 「商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案」への意見を提出

法務省では、「商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集を 5 月 22 日まで行っていました。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=300080126&Mode=1>

消費者機構日本では、この中間試案の内、旅客運送の人身損害に係る部分について意見を提出しました。概要をお知らせします。

詳細は、当機構のホームページ [http://www.coj.gr.jp/iken/topic\\_150511\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/iken/topic_150511_01.html) でご確認ください。

#### 《意見概要》

#### <意見 1> 商法 590 条 1 項の規律を維持し、反する特約を無効とすべき

(理由) 商法第 590 条 1 項の規律（立証責任の転換と人身損害の場合の免責を排除する）を維持することについては、高度の技術化と分業化の進んだ運送業務において、顧客が運送事業者の責任を明らかにすることがきわめて困難であること、及び人身に関する法益はか

けがえのない重大なものであることを考慮すれば妥当なものと考えます。

その上で、商法第 590 条 1 項に反する特約で旅客に不利なものを無効とする規定をおく【乙案】を支持します。

<意見 2> 商法 786 条 1 項（堪航能力担保義務等の規定を海上旅客運送にも準用する旨の規定）について削除すべきでないと考えます。

（理由）786 条 1 項を削除する点について、堪航能力に代えて安全配慮義務で足りるのではないかと、という議論もなされているようです。しかし、安全配慮義務は運送義務及びそれに付随する信義則上の義務に関してその債務不履行を問題とするものであり、顧客がその義務違反を立証するのは実務上は必ずしも容易ではありません。その意味で、無過失責任である堪航能力担保義務を、顧客の人身損害に対する救済を容易にするために存続させるべきと考えます。

<意見 3> 堪航能力担保義務に相当する安全性担保義務を、無過失責任として陸上運送・航空運送にも規定するべきです。

（理由）人身に関する法益はかけがえのない重大なものであり、運行責任者の過失の有無にかかわらずその損害は賠償されるべきです。すでに、国際航空においては、旅客の死亡又は身体の傷害の場合における損害については、モントリオール条約にて一定額【10 万 SDR（特別引出権）、1SDR は 2015（平成 27）年 1 月時点で 157.0796 円】までの無過失損害賠償責任が規定されています。国内の航空運送、陸上運送及び海上運送においても人身損害の生ずる事故は少なからず発生しているところであり、モントリオール条約の規定も参考に、無過失責任として安全性担保義務を規定することを検討すべきです。

## 4. チラシ「商品などの先物取引を勧誘されたら」のご紹介

### ●消費者向け注意喚起チラシのご紹介

「商品などの先物取引を勧誘されたら」（H27 年 5 月版）

消費者庁（A4 サイズ、表裏 1 ページ）

本年 6 月 1 日より、商品先物取引における不招請勧誘規制の見直しを内容とする商品先物取引法施行規則が改正、施行されます。消費者庁より消費者被害の観点から、先物取引の勧誘を受けた場合に気を付けるべき点についてまとめたチラシが届きました。グループ学習などにご活用ください。

100 部ほどチラシがありますので、ご入用の方は必要部数と送付先を下記までご連絡ください。

Mail [namiki@coj.gr.jp](mailto:namiki@coj.gr.jp) TEL 03-5212-3066 並木まで  
消費者庁掲示

[http://www.caa.go.jp/adjustments/index\\_22.html](http://www.caa.go.jp/adjustments/index_22.html)



## 5. 当機構の副理事長 狩野 拓夫 さんが 消費者支援功労者表彰を受けられました。

消費者月間の取り組みとして、消費者庁による消費者支援功労者表彰が行われています。平成 27 年の表彰において、当機構副理事長の狩野拓夫さんが内閣府特命担当大臣表彰を受けられました。おめでとうございます。

表彰の対象となった主な活動実績等は次の通りです。

氏名	役職	主な活動実績
狩野 拓夫	NPO 法人 消費者機構日本 副理事長 元 (公社) 日本消費生活 アドバイザー・コンサルタ ント協会代表理事・副会長	・消費生活に関する専門家として約 10 年間、 NACS 理事・総務委員長、代表取締役副会長 を歴任し、現在は NPO 法人消費者機構日本 (COJ) の副理事長に就任。消費生活に関する 我が国最大の専門家集団 NACS 及び COJ の活動の活性化と発展を図り、消費者トラブ ルの予防と解決、消費者啓発と消費者力の増 大に寄与した。

## 6. 全国の適格消費者団体 (12 団体) のホームページ公表情報 (5 月 1 日～5 月 31 日分)

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体 (12 団体) のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(5月1日～5月31日)
《消費者支援ネット北海道》 <a href="http://www.e-hocnet.info/index.php">http://www.e-hocnet.info/index.php</a>	■5月29日付：【続き】株式会社北日本システムとの協議経過について公開します。 <a href="http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=317">http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&amp;no=317</a>
《埼玉消費者被害をなくす会》 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a>	■5月11日：「商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案」に対して意見書を提出しました！ <a href="http://www.coj.gr.jp/iken/topic_150511_01.html">http://www.coj.gr.jp/iken/topic_150511_01.html</a>
《全国消費生活相談員協会》 <a href="http://www.zenso.or.jp/">http://www.zenso.or.jp/</a>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a>	■5月13日付：(株)NTTドコモから回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1661.html">http://cnt.or.jp/information/1661.html</a> ■5月19日付：(株)シッククリエーションから回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1643.html">http://cnt.or.jp/information/1643.html</a> ■5月21日付：(株)ブライド・トゥー・ビーに対して再々申入れ書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1628.html">http://cnt.or.jp/information/1628.html</a> ■5月21日付：ホノルルマラソン日本事務局に申入れ終了を通知しました。

	<p><a href="http://cnt.or.jp/information/1632.html">http://cnt.or.jp/information/1632.html</a></p> <p>■5月21日付：旭化成ホームズ(株)に申入れ終了を通知しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1635.html">http://cnt.or.jp/information/1635.html</a></p> <p>■5月21日付：ミサワホーム(株)に申入れ終了を通知しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/1638.html">http://cnt.or.jp/information/1638.html</a></p>
<p><b>《京都消費者契約ネットワーク》</b> <a href="http://kccn.jp/index.html">http://kccn.jp/index.html</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p><b>《消費者支援機構関西》</b> <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<p>■5月20日付：住友不動産リフォーム(株)に対して、工事請負契約約款についての「申入書兼要請兼再々お問い合わせ」を送付しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000522">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000522</a></p> <p>■5月20日付：全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会に対して、加盟事業者の契約書の確認を求める「要請書」を送付しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000520">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000520</a></p> <p>■5月22日付：TSUKASAの学生専用マンションを運営する司興産(株)に対して、賃貸借契約書(入館契約書)の条項の一部の修正・削除を求めて「申入れ」を行いました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000521">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000521</a></p>
<p><b>《ひょうご消費者ネット》</b> <a href="http://hyogo-c-net.com/">http://hyogo-c-net.com/</a></p>	<p>■5月18日：RIZAP株式会社に対して、申入書を送付しました。 <a href="http://hyogo-c-net.com/pdf/150518_rizap.pdf">http://hyogo-c-net.com/pdf/150518_rizap.pdf</a></p>
<p><b>《消費者ネット広島》</b> <a href="http://www.shohinet-h.or.jp/">http://www.shohinet-h.or.jp/</a></p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p><b>《消費者支援機構福岡》</b> <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<p>■5月29日：株式会社TDA(探偵事業者)に対し、申入れを行いました。 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/478">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/478</a></p> <p>■5月29日：株式会社日本セレモニー訴訟(控訴審)第1回期日の報告 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/482">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/482</a></p> <p>■5月29日：アプライド株式会社に、同社の提供するパソコン等の保守契約に関する約款について申入れを行いました。 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/485">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/485</a></p> <p>■5月29日付：株式会社LIXIL訴訟(控訴審)第1回期日の報告 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/490">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/490</a></p> <p>■5月29日付：株式会社リクルートフォレントインシュアに、保証委託契約約款に関する申入れを行いました。 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/492">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/492</a></p> <p>■5月29日付：株式会社ドワンゴに、ビンゴブレイクオンライン利用規約等に関する申入れを行いました。 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/496">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/496</a></p> <p>■5月29日：株式会社カプコンに、鬼武者 Soul 利用規約等に関する申入れを行いました。</p>

	<p><a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/500">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/500</a></p> <p>■ 5 月 29 日：株式会社日本セレモニー訴訟(控訴審)第 2 回 期日の報告</p> <p><a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/504">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/504</a></p>
《大分県消費者問題ネットワーク》 <a href="http://oita-shohisyanet.jp/">http://oita-shohisyanet.jp/</a>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援ネットくまもと》 <a href="http://www.net-kuma.com/">http://www.net-kuma.com/</a>	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。



適格消費者団体  
特定非営利活動法人

消費者機構日本

発行人：芳賀唯史 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階  
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077